

## 大口町防災無線（同報系）戸別受信機貸与に関する要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、防災行政用無線（同報系）戸別受信機（以下「受信機」という。）を貸与するため必要な事項を定めるものとする。

### （対象）

第2条 この要綱により受信機を貸与することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 住民基本台帳法《昭和42年法律第81号》第5条に規定する住民基本台帳に登録されている世帯（寮世帯を除く。）
- (2) 大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）第35条の2第8項に規定する申告書を町長に提出した事業所並びに当該事務所が所有する社員寮、福利厚生施設及び研修施設（以下「附帯施設」という。）
- (3) 前号以外の事務所にあっては、町内に事務所を有し、かつ、当該事務所で事業を行う者が住民基本台帳に登録されている事業所及び附帯施設
- (4) 行政区等において所有、又は管理する施設
- (5) 町内に事務所を有する一部事務組合又は公共組合
- (6) その他町長が必要と認めるもの

### （経費負担）

第3条 受信機の貸与は、無償とする。

- 2 受信機の貸与に伴い屋外空中線の設置が必要となる場合の当該経費及び受信機の補修に要する経費については、町が負担する。
- 3 貸与した受信機の作動に必要な電源に係る経費については、貸与を受けた者の負担とする。

### （貸与の基準）

第4条 受信機を貸与する基準は、第2条第1号に規定するものについては、1の世帯（同一世帯に属する家屋が、同一地番内に2以上ある場合及び同一地番内に2以上の家屋があり、当該家屋のそれぞれに別の世帯が居住している場合（共同

住宅及び長屋（以下「共同住宅等」という。）を除く。）において、それぞれの世帯に属する者が、2親等以内の血族である者により構成された世帯を含む。）につき、受信機1台を貸与するものとする。

2 第2条第2号及び第3号に規定するものについては、1の事務所（受信機の貸与の対象となる世帯と同一地番内に事務所がある場合にあっては、当該事務所で事業を行う者が当該世帯の構成員である場合及び同一地番内に2以上の事業所がある場合において、これらの事業所で事業を行う者が同一の場合を含む。）につき、受信機1台を貸与するものとする。

3 その他受信機の貸与の基準について必要な事項は、町長が定めるものとする。

（貸与の手続）

第5条 受信機の貸与を希望するものは、大口町防災行政用無線戸別受信機貸与申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出を受けたときは、第2条及び前条に規定する事項について審査を行い、受信機の貸与が適当と認められるものについては、大口町防災行政用無線戸別受信機保管証書（様式第2）と引換えに受信機を貸与するものとする。

（却下）

第6条 町長は、前条第1項の申請書の提出を受けた場合において、第2条及び第4条に規定する事項について審査を行い、受信機の貸与が不適当と認められるものについては、大口町防災行政用無線戸別受信機貸与申請却下通知書（様式第3）により申請を却下する旨を通知するものとする。

（管理委託）

第7条 町長は、共同住宅等の所有者又は共同住宅等の管理を委託された者（以下「共同住宅の所有者等」という。）に、当該共同住宅等に入居した世帯に貸与する受信機の管理を委託することができる。

2 前項の規定に基づき町長が委託することができる事務は、入居世帯への受信機の貸与、不要となった受信機の入居世帯からの受け取り及び補修を必要とする受信機の町長への返却並びにこれらの行為にともない必要となる事務とする。

3 受信機の管理委託にあたっては、町長と共同住宅の所有者等の間において別に定める大口町防災行政用無線戸別受信機管理委託契約書により契約を締結するものとする。

4 町長は前項の契約に基づき、受信機の管理委託を受けた共同住宅の所有者等(以下「受託者」という。)に大口町防災行政用無線戸別受信機受領書(様式第4)と引換えに、所要の数の受信機を交付するものとする。

(受託者)

第8条 受託者は、交付を受けた受信機(以下「受託受信機」という。)を前条第3項の契約に基づき適正に管理しなければならない。ただし、この場合において、第2条第1号の規定は適用しないものとする。

2 受託者は、受託受信機の管理状況を明確にするため、大口町防災行政用無線戸別受信機管理受託台帳(様式第5)を作成しなければならない。

3 受託者は、受託受信機を紛失し、破損し若しくは受託受信機に異常を認めたととき又は受信機の貸与を受けた共同住宅等の入居世帯の構成員が受信機を紛失し、破損若しくは受信機に異常を認めたとときには、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

4 町長は必要があると認めるときには、受託者に対し受託受信機の管理状況について実地に検査を行うことができる。

(管理)

第9条 受信機の貸与を受けた者(以下「受信者」という。)は、貸与を受けた受信機の適正な管理に努めなければならない。

2 受信者(第7条に規定する受信機の管理委託をした場合の受信者を除く。)は、貸与を受けた受信機を紛失若しくは破損し又は受信機に異常を認めたとときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

3 受信機の補修は、町長が指定する者以外においては行うことができない。

(損害賠償)

第10条 町長は、受信者及び受託者(以下「受信者等」という。)が、故意又は重大な過失によって受信機を紛失又は破損させた場合には、第3条第2項の規定に

かかわらず当該受信者等に損害賠償の請求を求めることができる。

(使用制限)

第11条 受信者等は、受信機を譲渡又は転貸若しくは担保に供してはならない。

(届出)

第12条 受信者(第7条に規定する受信機の管理委託をした場合の受信者を除く。以下この条において同じ。)に変更があった場合又は受信者が転居をした場合には、その旨を町長に届け出なければならない。

(返還)

第13条 受信者は、受信機が不用となった場合又は転出しようとする場合において、第7条に規定する受信機の管理委託をした場合の受信者にあつては委託者に、それ以外の場合にあつては町長に受信機を返還しなければならない。

2 町長は、受信機の返還を受けたときは、大口町防災行政用無線戸別受信機返納証書(様式第6)を、受信機を返還したものに交付するものとする。

3 町長は、第2条、第4条及び第11条に違反すると認められる受信者又は受信機の貸与を必要としないと認められる受信者に対して、受信機の返還を命ずることができる。

(台帳の整備)

第14条 町長は、大口町防災行政用無線戸別受信機貸与(交付)台帳(様式第7)を整備し、常に受信機の貸与及び交付の状況を明らかにしておくものとする。

(その他必要事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則(平成3年10月31日 大口町告示第63号)

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

附 則(平成24年6月26日 大口町告示第82号)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和3年3月30日 大口町告示第48号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第5条関係)

大口町防災行政用無線戸別受信機貸与申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所  
氏名  
(電話 ー )

防災行政用無線戸別受信機を下記により設置したいので、貸与されるよう申請します。

記

- 1 設置場所 (施設名)
- 2 設置場所の住所 (所在地)
- 3 行政区
- 4 学校区

様式第2（第5条関係）

大口町防災行政用無線戸別受信機保管証書

年 月 日

大口町長 様

保管者 住所  
氏名  
(電話 ー )

下記により受信機を保管します。

記

- 1 保管受信機の状況
  - (1) 製造番号
  - (2) 区分
    - ア 行政区
    - イ 学校区
    - ウ その他
- 2 設置場所（施設名）
- 3 設置場所の住所（所在地）

大口町
- 4 保管については、大口町防災行政用無線（同報系）戸別受信機貸与に関する要綱第9条の規定を遵守します。

様式第3（第6条関係）

大口町防災行政用無線戸別受信機貸与申請却下通知書

年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付けで貸与申請のあったこのことについては、下記の理由により却下いたします。

記

却下理由

様式第4（第7条関係）

大口町防災行政用無線戸別受信機受領書

年 月 日

大口町長 様

住所

氏名

（電話 ー ）

共同住宅等の名称

共同住宅等の所在地

別紙のとおり受信機を受領しました。







様式第6（第13条関係）

大口町防災行政用無線戸別受信機返納証書

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

年 月 日付で受信機（製造番号 ）の返納を  
受けました。

